

〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 ☎(3209)1111
ホームページ☞ <http://www.city.shinjuku.lg.jp/>
携帯電話版☞ <http://www.city.shinjuku.lg.jp/m/>



携帯電話用
二次元コード

発行 新宿区
編集 新宿区選挙管理委員会
☎ (5273) 3740

わたしたちにできることがある。



東京都知事選挙

投票日 **2月9日(日)午前7時～午後8時**

東京の明日をつくる大切な選挙です。都政にあなたの声を届けましょう。

【問合せ】区選挙管理委員会事務局(第一分庁舎3階)☎(5273)3740・☎(5273)5230

インターネットを利用した
選挙運動が可能です！

- ▶有権者は、ウェブサイト等(電子メールを除く)を利用した選挙運動が可能です。
 - ▶候補者・政党等は、ウェブサイト等および電子メールを利用した選挙運動が可能です。
- ※選挙運動ができるのは告示日から投票日の前日までです。
※未成年者は選挙運動ができません。
詳しくは、新宿区ホームページ、東京都選挙管理委員会ホームページ、総務省ホームページをご覧ください。

◆投票できる方◆

満20歳以上(平成6年2月10日以前に生まれた方)で、新宿区の選挙人名簿に登録されている方です。今回の選挙で新たに選挙人名簿に登録されるのは、平成25年10月22日までに新宿区に転入の届け出をし、平成26年1月22日現在引き続き住民登録がある方です。

●都内で引っ越した方

都内の他の区市町村へ引っ越し、平成25年10月23日以降に転入の届け出をした方は、新住所地では投票できません。

ただし、前住所地の選挙人名簿に登録されている方は、前住所地での投票(または期日前投票)か、現住所地の選挙管理委員会が指定する場所での不在者投票ができます。なお、再び他の区市町村に転出した時は投票できません。

投票の際には、新住所地の区市町村の住民票取扱窓口で無料で交付される「**選挙用住民票**」(※)や、官公署発行の住所・顔写真付き証明書(住所書き換え済みの運転免許証や顔写真付きの住民基本台帳カード等)の提示が必要です。

※新宿区では、各特別出張所の窓口と戸籍住民課(本庁舎1階)で発行します。

新宿区の選挙人名簿に登録されている方が平成25年10月8日～11月9日の間に他区市町村へ転出し、かつその期間内に新宿区に再び転入の届け出をしている場合、投票ができます。転出の日により確認が必要になる場合がありますので、詳しくは区選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

●都外へ転出する方

投票日前日(2月8日(土))までに都外へ転出した場合は投票できません。ただし、新宿区の選挙人名簿に登録があり、1月24日(金)以降に都外へ転出する方は、転出する日までは期日前投票ができます。

●新宿区内で転居する方

1月10日(金)までに新宿区内で転居の届け出をした方は、新住所の投票所で投票してください。

1月11日(土)以降に新宿区内で転居の届け出をした方は、旧住所の投票所で投票してください。

◆投票所整理券◆

1月23日(木)から、住民票の世帯ごとにまとめて封書でお送りします。投票の際は、ご自分の投票所整理券を確認のうえお持ちください。新宿区に選挙人名簿登録がある方は、投票所整理券が届かない場合や紛失した場合でも投票できます。投票所・期日前投票所の係員にお申し出ください。



〈整理券封筒〉

◆期日前投票のご利用を◆

投票日当日、仕事や旅行、レジャーなどで投票所に行くことができない方は期日前投票ができます。

●期日前投票ができる場所・期間

期日前投票所名	所在地	期間
区役所第一分庁舎	歌舞伎町1-5-1	1月24日(金)～ 2月8日(土)
四谷特別出張所	内藤町87	2月2日(日)～ 2月8日(土)
笹塚特別出張所	笹塚町15	
榎町特別出張所	早稲田町85	
若松町特別出張所	若松町12-6	
大久保特別出張所	大久保2-12-7	
戸塚特別出張所	高田馬場2-18-1	
落合第一特別出張所	下落合4-6-7	
落合第二特別出張所	中落合4-17-13	
柏木特別出張所	北新宿2-3-7	
角筈特別出張所	西新宿4-33-7	

時間はいずれも、午前8時30分～午後8時

●持参するものは？

投票所整理券がお手元に届いていれば、裏面の「期日前投票宣誓書(兼請求書)」に必要事項を記入のうえお持ちください。

新宿区に選挙人名簿登録がある方で投票所整理券を紛失したなどの場合は、期日前投票所に備え付けてある「期日前投票宣誓書(兼請求書)」をご利用ください。

※印鑑は不要です。

●住所によって期日前投票所は決められていますか？

期日前投票は、上表のいずれの期日前投票所でもすることができます。

ただし、投票日当日(2月9日(日))は、決められた投票所でのみの投票となります。当日の投票所は投票所整理券でご確認ください。

●長期の旅行などで期日前投票に行けない場合は？

長期の旅行などで投票日当日の投票所や期日前投票所に行けない場合は、滞在地で不在者投票をすることができます。【裏面をご覧ください。】

◆投票の方法◆

投票用紙に「候補者1人の氏名」を書いてください。氏名以外は書かないでください。

◆投票所変更のお知らせ◆

今回の選挙では、次の投票所が変わります。投票所整理券でご確認ください。

◆第8投票区…東京理科大学10号館から

「TKP市ヶ谷カンファレンスセンター」(市谷八幡町8)に変更

◆第50投票区…芸能花伝舎から

「BIZ新宿(区立産業会館)」(西新宿6-8-2)に変更